

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用停止等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県小規模水道条例第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県小規模水道条例第 15 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県小規模水道条例 (監督および処分)</p> <p>第 15 条 知事は、小規模水道が衛生上有害であると認めるときは、当該事業者に対して期日を定めて、その使用を制限し、または禁止を命ずることができる。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 44 第 6 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県小規模水道条例第 15 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県小規模水道条例第 15 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県小規模水道条例 (監督および処分)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 知事は、第五条の事業認可を与えた後申請者が正当な理由がなく、6 箇月以内に工事に着手せず、または完成予定期日後 3 箇月以内に工事を完了しなかつたときは、その認可を取消することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 44 第 7 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日